

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

ファーストリテイリングは、時代と社会に調和し、継続的に成長する世界NO. 1のアパレル小売企業グループとなるため、取締役会の独立性や監督機能を強化しながら、迅速で透明性のある経営を実現し、コーポレートガバナンスの水準を高めていきます。

コーポレートガバナンス体制の強化の一環として、2005年11月に委任型執行役員制度（取締役会から一定の範囲内で業務執行権限を委譲）を導入することで、経営の意思決定機能と業務執行機能の分離を図り、迅速な経営を目指しています。

また、2007年11月から過半数の社外取締役を選任することにより、取締役会の独立性を高めるとともに、監督機能を強化しています。

当社は監査役設置会社ですが、取締役会の機能を補完するための各種委員会を設置しています。委員会には人事委員会、CSR委員会、開示委員会、IT投資委員会、コードオブコンダクト委員会、および企業取引倫理委員会があり、それぞれの委員会の目的を果たすべく迅速でオープンな討議・決定を行っています。人事委員会の委員長は社外取締役から選任され、その他の委員会では、監査役、社外有識者、顧問弁護士、執行役員などが委員として出席しています。

各委員会の役割と活動

人事委員会

社外取締役の半林亨氏を委員長として、ファーストリテイリンググループの重要な組織変更や人事制度の改定、また、取締役、執行役員、グループ会社の代表取締役の選任、解任、業績評価や報酬などについて討議し、取締役会へ提案・推薦を行います。

CSR委員会

CSR方針、CSRレポートの作成・公表、環境保全、社会貢献活動、コンプライアンス、ダイバーシティ(多様性)などについて討議し、方向性を決定します。CSR部門担当責任者が委員長となり、社外の有識者や社外監査役、執行役員などが委員として参加しています。

開示委員会

東京証券取引所(東証)への情報開示責任者を委員長とし、事業や財務状況の「適時、公正で公平かつわかりやすい情報開示」による経営の透明性を高めることを目的に、委員会を開催しています。東証への適時開示事項、及び株主・投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断された場合の東証への任意開示事項の決定をしています。

IT投資委員会

情報システムの資源配分を最適化し、業務変革を推進するために、IT投資について経営レベルで意思決定するための審議を行っています。また、IT投資予算の報告や、第三者専門機関の参加による投資の妥当性、および個別案件の投資効果などの検証を行っています。

コードオブコンダクト委員会

ファーストリテイリングコードオブコンダクト(CoC)の違反事例についての対応や審議、ホットライン(通報・相談総合窓口)の運用に関する助言、およびCoCについての役員、従業員への啓蒙活動などを行っています。委員長は、CSR担当部門責任者が務め、委員として監査役、顧問弁護士などが参加しています。

企業取引倫理委員会

優越的な地位を利用してお取引先企業(生産工場・納入業者など)に不当な圧力をかけるといった行為を、未然に防止することを目的としています。外部の専門機関による実態調査やお取引先へのアンケート結果などに基づき、担当部署への助言、勧告を行っています。委員長はCSR部門担当責任者が務め、委員として、監査役、顧問弁護士などが参加しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
柳井 正	28,297,284	26.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,712,300	6.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,165,200	5.81
柳井 一海	4,781,808	4.51
柳井 康治	4,780,600	4.51
有限会社Fight&Step	4,750,000	4.48
株式会社ファーストリテイリング(自己株式)	4,288,758	4.04
有限会社Mastermind	3,610,000	3.40
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,333,500	2.20
柳井 照代	2,327,848	2.19

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	8月
業種	小売業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	50社以上100社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
半林 亨	他の会社の出身者				○				○	
服部 暢達	学者				○				○	
村山 徹	他の会社の出身者					○			○	
新宅 正明	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
半林 亨	元 ニチメン株式会社 代表取締役社長 中国陝西省人民政府 国際高級経済顧問 中国黒龍江省 経済顧問 ユニチカ株式会社 監査役 前田建設工業株式会社 社外取締役 日本国際貿易促進協会 顧問	長年大手総合商社のトップとして、アパレル小売業界全体に精通しており、アパレル関連事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者であると判断したため。
服部 暢達	みらかホールディングス株式会社 社外取締役 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 客員教授 早稲田大学大学院ファイナンス研究センター 客員教授	米系大手投資銀行での経験を経て、現在はM&A(企業合併・買収)等を専門に研究しており、今後、M&Aによって事業拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者であると判断したため。
村山 徹	アクセント株式会社 最高顧問 早稲田大学理工学術院 教授(経営デザイン専攻)	米系コンサルティング会社のトップとして、経営に関する豊富な知識・経験を有しており、グループ事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しいものと判断したため。
新宅 正明	認定NPO法人スペシャルオリンピックス日本 副理事長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ アドバイザリーボードメンバー 経済同友会 幹事	米系情報システム会社のトップとして、経営に関する豊富な知識・経験を有しており、グループ事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するにふさわしいものと判断したため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

取締役会は、重要な意思決定を行うとともに、代表取締役と執行役員業務執行を監督する機能を果たしています。過半数の社外取締役を選任することにより、広い分野から専門性が高く客観的な助言を得ています。

半林亨氏は長年大手総合商社のトップであったことからアパレル小売業界全体に精通しています。服部暢達氏は米系大手投資銀行での経験を経て、現在は一橋大学大学院国際企業戦略研究科の客員教授であり、M&Aの専門的な知識を有しています。村山徹氏は米系経営コンサルティング会社の最高顧問および早稲田大学理工学術院(経営デザイン専攻)の教授であり、経営に関する知識と経験が豊富です。また、新宅正明氏は米系情報システム会社のトップとして、グローバル企業の経営に精通しています。

2010年8月期に開催された取締役会では、年度予算や決算の承認をはじめ、「日本リスク及びグローバル化リスクの検討」「FRグループ決算賞与(FR Group Profit Sharing)」「グラミン銀行との合併会社設立」「海外事業の中長期戦略」などについて討議しました。

特に、グループの成長に重要なM&A(企業買収・合併)については、取締役が関係者から十分な説明を受け、複数回にわたって討議を重ね、最終決定を行うことを常としています。

2010年8月期は13回の取締役会を開催し、取締役の出席率は100%でした。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役会において、四半期、通期の決算毎に、会計監査人より、監査体制、監査計画、並びに決算を含む監査実施状況の報告を受け、質疑応答や討議を行っています。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社の監査部より監査役会に対し、年度や長期の監査計画や監査体制を報告し了承を得ているほか、グループ企業の監査実施内容を適宜報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
安本 隆晴	公認会計士				○				○	
清水 紀彦	学者				○				○	
渡邊 顯	弁護士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
安本 隆晴	安本公認会計士事務所 所長 アスクル株式会社 監査役 中央大学専門職大学院 国際会計研究科 特任教授 株式会社UBIC 監査役	公認会計士としての知識・経験と、経営等に関する知識が豊富であり、当社取締役の業務執行の適法性等を監督するに相応しい者であると判断したため。
清水 紀彦	日新精糖株式会社 監査役 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 客員教授 ヤマハ発動機株式会社 監査役	過去には大手コンサルティング会社役員として、また現在は大学教授として、多数の企業分析等を実施するなど、経営等に関する知識・経験に富んでおり、当社取締役の業務執行の適法性等を監督するに相応しい者であると判断したため。
渡邊 顯	成和明哲法律事務所 代表 ジャパンバイル株式会社 社外取締役 前田建設工業株式会社 社外取締役 株式会社角川グループホールディングス 社外監査役 更生会社あおみ建設株式会社 調査委員 MS&Aインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役	企業再建業務などに通じた弁護士としての知識・経験と、経営等に関する知識が豊富であり、当社取締役の業務執行の適法性等を監督するに相応しいものであると判断したため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役役割は、取締役職務の執行を監督することにあります。また、監査役は委員もしくはオブザーバーとして各委員会に出席し、議事についての妥当性・適正性・適正性を確認するとともに、助言・提言を行っています。監査役会は4名で構成され、うち3名が社外監査役です。社外監査役の安本隆晴氏は公認会計士、清水紀彦氏は一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授、渡邊顯氏は弁護士であり、それぞれの立場から専門的かつ客観的な意見を述べています。2010年8月期に13回開催された取締役会への監査役出席率(各監査役の出席率の平均)は93.8%、13回開催された監査役会への出席率は90.8%でした。
(注)会社法第2条第16号に定める社外監査役

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等については、取締役報酬等の限度額内で算定しています。人事委員会において各取締役が担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を考慮して、検討・審議し、決定しています。

ストックオプションの付与対象者

従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の従業員に対して、その当社グループの利益に対する貢献に報いるとともに、当社の株価と当社及び当社子会社の従業員の受ける利益を連動化させることで、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、割当の対象者の職位等に応じて、払込金額・権利行使機関が異なる2種類の新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

(ご参考)

当社の役員報酬の内容は以下の通りです。なお、役員賞与は含んでおりません。

1. 取締役報酬 337百万円(内、社外取締役 37百万円)
2. 監査役報酬 55百万円(内、社外監査役 40百万円)
3. 役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬の総額1億円以上である者
代表取締役 柳井 正 300百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

サポート体制については、社外取締役ならびに社外監査役が、その必要性を求めた場合、当社の従業員又は弁護士、公認会計士など補助者として相応しい者を任命することとしております。現状では、計画管理部法務チームが事務局となってサポートを行っております。また、社外取締役や社外監査役の求めに応じ、執行部門の責任者ならびに担当者が、適宜説明や情報提供を行っているほか、必要に応じた取締役会議案の事前説明や、経営会議などの重要意思決定会議体の議案内容を報告するなどの情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は、経営戦略や業務執行上の重要課題は取締役会にて決定しており、取締役5名のうち4名は社外取締役を登用することで、意思決定の公平性や透明性の向上を図っております。また、取締役会に常時参加する監査役4名(公認会計士1名、弁護士1名)のうち3名は社外監査役であり、取締役の職務遂行並びに意思決定の適法性を監査しております。また、委任型執行役員制度の導入により、経営と執行の責任体制の明確化を図っております。常勤取締役及び執行役員を構成メンバーとし、常勤監査役をオブザーバーとする経営会議(月曜会議)を週次で実施し、主として日常の業務執行に関わる事項の意思決定を行っております。なお、重要な事項については必要に応じて取締役会に報告・提案しております。内部監査体制につきましては、執行部門から独立した監査部門として監査部を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として計画管理部法務チームを設置することで、内部牽制体制の強化を図っております。

会計監査の状況については、以下の通り平成22年8月期有価証券報告書にて開示しております。

監査法人名:新日本監査法人

公認会計士氏名:園マリ、坂田純孝、田中宏和

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社決算期は8月であり、他社と比較し、総会集中日を回避した形となっています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期毎に決算説明会を実施し、ホームページ上でも決算説明会の模様(録画)を動画、またはテキストで閲覧できるようになっております。 当社ホームページ IR情報 日本語版 http://fastretailing.com/jp/ir/ 英語版 http://fastretailing.com/eng/ir/	あり
IR資料のホームページ掲載	決算資料、決算説明資料、刊行物(アニュアルレポート(日本語版・英語版)、有価証券報告書、ファクトブック、ビジネスレビュー、CSRレポート)などを掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当責任者を東京証券取引所における情報開示責任者とし、その下に情報開示担当部署である「IRチーム」を設置し、専任担当(部長含む)3名が、日常のIR活動に従事しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	幅広いステークホルダーの利益と調和を取らなければ、持続可能な成長はないと考えております。コーポレート・ガバナンスの確立に加え、遵法精神および誠実な仕事の仕方の全社的な浸透を図るために、株主、お客様、お取引先といったあらゆるステークホルダーに対し、全従業員が守るべき行動基準「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト」を策定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動・CSR活動としては、環境への配慮(株式会社ユニクロにおける全商品リサイクル活動、瀬戸内オリーブ基金等)、従業員ひとりひとりが生きがいを思っている職場づくり(株式会社ユニクロにおける障がい者雇用推進、女性活用推進、地域限定正社員制度等)、地域や社会への貢献(緊急災害支援活動、「スペシャルオリンピックス日本」支援活動等)をはじめとして、さまざまな取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記CSR活動等については、当社ホームページでの情報提供を実施しており、2006年度よりCSRレポートも発行しており、外部への情報発信も強化しております。 当社ホームページCSR情報 日本語版 http://www.fastretailing.com/jp/csr/ 英語版 http://www.fastretailing.com/eng/csr/

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

ファーストリテイリングは事業活動の基本方針を定めた「経営理念」、「FAST RETAILING WAY」、並びに、企業倫理・コンプライアンスの基本方針を定めた「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト (FRコードオブコンダクト)」及び会社内部規定の徹底を図り、当社における企業倫理、コンプライアンスを向上させるとともに、適法、適正、かつ効率的な事業活動を行い、財務諸表の信頼性の確保、および企業情報の開示における統制、手続きを確立しています。また、これらを担保するために、執行部門から独立した監査部門として感サブ、コンプライアンスの統括部署として法務部を設置しております。また、ファーストリテイリンググループとして定期的リスク分析を行い、そのリスク管理に取り組んでいます。

内部統制システム構築に関する取締役会決議事項の概要

1. 取締役の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の取締役及び執行役員(以下総称して「取締役等」という。)は、自ら経営理念、FR WAY、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規定を遵守し、FRグループ全体における企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行する。また、社会の変化、事業活動の変化及びFRコードオブコンダクトの運用状況に応じて当該各規定の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保する。

(2) 当社は、法務部門担当執行役員または法務部長(以下総称して「法務部門担当責任者」という。)をコンプライアンスの責任者として任命するものとし、法務部門担当責任者は、当社及びFRグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。

(3) 当社は、取締役会を構成する取締役のうち社外取締役を複数選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図るものとする。監査役は、取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べることができるものとする。また、取締役等は、必要に応じて外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止し、且つそのために必要な措置を実施する。取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告するものとする。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役等は、当社従業員が、経営理念、FR WAY、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守するよう体制を構築し、コンプライアンスに関する教育、啓蒙を当社従業員に行い、これを遵守させるものとする。

(2) 当社は、執行部門から独立した監査部門として監査部を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として、法務部を設置する。

(3) 取締役等は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する事実を発見した場合には直ちに他の取締役等に報告するものとし、重大な法令違反については直ちに監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告するものとする。

(4) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報システム(以下「ホットライン」という。)を整備する。

(5) 弁護士及び公認会計士等の社外専門家を含むメンバーにより構成されるコードオブコンダクト委員会は、コンプライアンス遵守体制及びホットラインの運用について定期的に見直し、改善を行うものとする。取締役等は、ホットラインの運用について問題があると認めるときは、コードオブコンダクト委員会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る以下の文書については、文書管理規程及び機密情報取扱ガイドラインに基づき、その意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証拠として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、法令上要求される保管期間内は閲覧可能な状態を維持していきけるよう整備する。

イ. 株主総会議事録と関連資料

ロ. 取締役会議事録と関連資料

ハ. 取締役等が主催する重要な会議の議事録と関連資料

ニ. その他重要な使用人が主催する重要な会議の議事録と関連資料

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社及び当社グループ各社に対して、直接又は間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断、停止させる可能性、または当社及びFRグループ各社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを定期的に分析し、見直し、その管理体制を整えるものとする。

(2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめるものとする。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、複数名の社外取締役が在籍する取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとする。当社及びFRグループ各社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に代表取締役を議長として構成される経営会議(月曜会議)において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

6. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) FRグループ各社における業務の適正を確保するため、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトをFRグループすべてに適用する行動指針として位置づけ、これを基礎として、FRグループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、関係会社管理規程を定め、当社による決裁及び当社への報告制度による関係会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役等は、FRグループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告するものとする。

(2) FRグループ各社の取締役等は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、または各国における企業倫理上問題があるなど、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査部または法務部に報告するものとする。報告を受けた監査部または法務部は直ちに監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告を行うとともに、意見を述べることが出来るものとする。

(3) 当社は、連結財務諸表等の財務報告について信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制、並びにFRグループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。また、開示委員会を設置し、適時適正な情報開示を行うために必要な体制を整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 当社は、監査役会が求めた場合、監査役の職務を補助すべき従業員等に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき者として、当社の従業員又は弁護士、公認会計士など監査役補助者として相応しい者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賞金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役等からの独立性を確保するものとする。

(2) 監査役補助者は業務の執行にかかる役割を兼務しないこととする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役等及び従業員が監査役の報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役等及び従業員

は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び従業員に対して報告を求めることができることとする。

(2)当社は、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトの適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。監査役は、監査役に対する取締役等または従業員の報告体制について問題があると認めた場合、取締役等及び取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

特にございませぬ。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にございませぬ。

ファーストリテイリングのコーポレートガバナンス (2011年2月28日現在)

